

2021年3月18日
全国港湾20発第73号
港運同盟発21-第15号

消防庁 危険物保安室
室長 渡辺 剛 英 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 柏 木 公 廣

全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 日 吉 正 博

危険物貨物等の取り扱いに関する申し入れ書

貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に感謝申し上げます。周知のとおり、私ども港湾労働組合はコロナ禍においても港湾産業が、我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸問題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

記

1. フレキシブルバックによる危険物貨物輸送の禁止について

依然として、ドライコンテナによるフレキシブルバックを用いた輸送がコスト削減を理由に行われている。消防法による危険物(液体)自体のドライコンテナでの輸送は無いと思われるが、動植物油(液体)に関しては行われており、フレキシブルバック自体も再利用されていて劣化による流出事故の報告も多数ある。

いかに発火点が高い動植物油であっても、流出事故ともなると車両火災や重大災害が発生し、運転手や一般市民が危険な事故に巻き込まれる状況となるため、動植物油(液体)のISOコンテナでの輸送についてはタンクコンテナでの輸送に限るように国土交通省自動車局と連携して改正するとともに、危険物の液体輸送におけるタンクコンテナ輸送推進に向けた具体的な取り組みの進捗状況を示されたい。

2. 危険物貨物輸送の安全について

(1) 現状、ISOコンテナの危険物輸送に関して、外航海運・内航海運ともに国際基準にて運用されているが、港頭地区で陸上輸送となった時点で危険物そのものの定義に差異が発生することにより、港頭地区での引き渡しに際し、混乱が生じていることなどの現状を把握し、国際基準への統一化とその危険性に応じた規制を早急に整備すること。そのために所管に委ねることなく、連絡会議を設置し、具体的対応を図ること。

- (2) 輸入コンテナにおける危険物貨物について荷主からの情報伝達が遅いため、ターミナル内の仮蔵置申請が遅れている状況にある。また、仮蔵置許可についても自治体ごとの違いはあるが、日数を要することから実際には輸入コンテナが通過扱いされ仮陸揚げされている実態もある。さらには申請費用も事業者が負担している実情も見受けられる。
安全・安心の港となるように荷主からの情報伝達の義務付け、もしくは荷主による仮蔵置申請をさせるように申請基準の改正を行うこと。
- (3) ISO コンテナにおける移動タンク貯蔵所に関する手続きについて、現状はタンクローリーを想定したものとなっており、輸出入がメインのISO コンテナシャーシでは手続き上の問題があるため、許可手続きを行っていないドレー業者による運行の実態が報告されている。ついては、法令順守のためにも、申請・許可手続きの合理化・迅速化に向けて処理基準を改善すること。
- (4) 安全データシート(SDS)は、危険物輸送時における緊急対処における重要な情報であることから、ISO コンテナの国内輸送においては、SDSの日本語での交付を義務付けるよう経済産業省へ働きかけること。
また、消防法上のSDS義務付けは無く、危険物取扱者同乗で事足りるとのことであるとしているが、危険物従事者の事故時対応において、連絡体制に不測の事態となった場合においても、緊急対処できるようISO コンテナ輸送に限り、SDSの義務付け等の法整備を図ること。
- (5) 積載する危険物の事故処理対応について、重大事故において運転手からの積載危険物詳細等の伝達が不可能な場合があることから、車外に国連番号の表示を義務化するとともに、国連データベースを整備し、PCやスマートフォンなどの通信端末で、事故処理方法などイエローカードの内容を検索できるように改善すること。
- (6) イエローカードについては依然として車上に常に複数枚常備されていることが多く、緊急時に戸惑いが出るなど極めて深刻な状態となっている。日本化学工業協会の自主的運用であるイエローカードについては、指導にとどまらず他省庁との連携を図るとともに、都度の運行時に日付入りの文書として荷主責任として交付するよう法制化すること。
- (7) ISO コンテナ輸送における危険物国内輸送における実態調査を行い、港頭地域での蔵置状況や管理状況、また陸上輸送となるまでの間、港湾運営会社や港湾労働者等あらゆる関係者に対し、危険物であることが分かるような仕組みを構築すること。
そのうえで運転手に対するSDSやイエローカードの携帯状況や危険品類の品名、数量の把握状況等の徹底を図ることを荷主はじめ関係諸団体に周知徹底すること。
3. 危険物輸送に関する諸問題について、貴庁による検討会等が進められるとしていることから、現場の実情を把握出来得る労働者の代表を検討会等に参加させること。

以上